

野村は同郡の東部に位し土地甚だ高きを以て何れの海浜に出でんと欲するにも巨多の險阻けんそなる山嶺を越えざるべからず、之がため人馬の交通に困難を極むるは人も知るところなるが、近来同村の物産なる筆製造は輸出の高漸く増加し来りたる為他県人の出入益々頻繁となりたるより、茲こゝに道路改修の必要を感じたるを以て去る明治廿六年三月同郡奥海田村と協議を遂げ、兩村の間に横よこたはれる山岳を切り開き車輛の通行を自由ならしめんことに申値まをしあいたり、此は独り兩村通行の便益たるのみならず、賀茂郡十数ヶ村の人民もまた挙て大に便利を得べき次第なるを以て兩村は先づ各々村会を開き、委員を撰定し実地測量の費額を見積らんとしたれど、地方偏僻の悲しさに適當なる土木技士なきを以て同年四月実測技師派遣の儀を当時の県知事鍋島幹氏に出願し、尚兩村会の決議を以て追願書を差出したるも其後何等の沙汰なきより熊野村助役は出県の上詳細事情を陳述したれど、確たる答なきのみならず頗る冷淡に遇せられたるが幸ひ安芸郡長出広中なるを以て其取

次方を依頼せしに、右は数年の後にあらざれば技師を派遣せしむること能はずとのことなるを以て助役は成るべく速に派遣せられんことを懇願して帰村したり、然るに明治廿年九月に至りて右の願意採用相成り難しとて、何の理由もなく書類を却下せられたるより村長佐々木亮氏は非常に当惑し、直に郡役所に出頭し直接郡長に面して却下の理由を尋ねんとしたる処折節□書視察として河村参事官は郡書記粟谷元吉氏を随へて入村せしより、村長は該書類却下の理由を質問に及びしかば何れ取調の上回答すべしとのことにて、其後一二ヶ月を経るも何等の沙汰なれば村民は大に当路者の不親切を歎き村長に迫るところありたるより、村長は一箇の書面を郡役所に差出したるに郡役所は直に之を県庁は輕率にも道路改修云々は地方税の支弁しべんを要求するものと憶測し該件は此先数年間地方税の補助を与ふる途なきを以て却下せしなりと回答せり、然るに何ぞ知らん該道路は錢鹿せんかの徴と雖も地方税の補助を仰がんとするものにはあらずして村費を以て修築せんとするも

## II 資料編

のなることを、唯工事費額の見積り立ざる為め技師の派遣を請求したるものなるに、去る廿六年より五六年の久しき間□れなく書類を留め置き何等の指定をなさざるのみならず村民の督促に逢ふて地方税補助云々と方角違ひの回答をなして空しく却下したるは、地方村民を侮蔑したるものにして県知事の不親切厭々いやくに附すべからずと熊野村民は非常に激昂し本月十二日村会を開きて飽くまでも県庁不親切の罪を鳴らさんと決議し先づ却下の理由を反問することになりたるが村民の斯くまでに憤激したるは全く其筋の指定五六年に渡りたるを以て最初より工事に着手せば今日の如きも斯る道路の不便を見ることなかるべしと思ふより一層其熱を高めたるものなりと云ふ

### [9] 小学校に高等科設置

熊野町役場文書（明治三十）

安芸郡熊野村役場

本年二月一日伸第四二号熊野尋常小学校ノ高等小学校

併置ノ儀伺之件許可ス

明治三十年四月五日

広島県知事折田平内

### [10] 小学校に補習科設置

熊野町役場文書（明治三十一）

補習科設置之義ニ付願

安芸郡熊野村

今般補習科設置スル必用ヲ見認メ何トナレバ尋常小学校四年級ヲ卒ル者ニ当リ高等科入学志願ノ者アリ然ルニ本村ニハ未タ高等科ノ設ケナク色々本郡内（船越鼓浦高等）ニ兩校アリト雖モ何レモ三里以上距離ニシテ幼年児童ノ通学スルニ苦ム依テ茲ニ熊野尋常小学校内ニ補習科設置シ就学スルノ便ヲ得セシメ度候条至急御許可相成下度此段奉願候也

熊野尋常小学校補習科教科目

修身、読書、作文、習字及美術トス并ニ土地ノ情況

ニ抛リ日本地理、日本歴史、理科、図画四科目ヲ加

へ及女兒ノ為ニハ裁縫ヲ加フ

明治三十一年六月十三日

[11] 貴船神社遷座式

「芸備日日新聞」(明治三十二年九月二十一日)

安芸郡熊野村遷座式

県下安芸郡熊野村にては来る廿四日同村萩原の貴船神社の遷座式を挙行するよしにて其余興をして同区龍王宮の大馬場にて大競馬、引船ひきふね二輪わか加芝居、綱引等を催ほし龍王社殿にては神楽、舞能を奉納し盛んに其式を挙行せんと目下専ら其準備を為し居るよし但し雨天は順延なりとの事なり

[12] 善行人物表彰

安芸郡風教誌(明治三十二)

安芸郡熊野村六百八十二番屋敷

森岡ハル

安政元年正月二十八日生

資性、温和、舅夫きやうふニ事ことへテ孝貞、夫、悪疾ニ罹かリ、病

勢漸ク重キヲ加へ、舅しやうと、亦尋ひデ病ノ為メ覽いざトナリ、起

居自由ナラサルヤ、日夜非常ノ艱苦かんくヲ嘗なメ、独力家計

ノ困窮ヲ支へ看護奉養具つぶサニ到ラサルナキモ、舅ハ遂

ニ明治二十七年死歿セリ。婦嫁以来、式拾余年ノ久シ

キ、志操堅実郷閭きやうりや皆嗟さ称セサルハナシ。洵まことニ奇特ト

ス。依テ為其賞、木杯き老組下賜候事。

明治三十二年十月二十三日

広島県知事從四位勲三等 江木千之

[13] 小学校に裁縫科設置

「芸備日日新聞」(明治三十三年八月七日)

裁縫科設置

安芸郡本庄村及び本庄北尋常小学校には従来裁縫科の設置なかりし処今回随意科として之を新設したり

[14] 在郷軍人会発会式

「芸備日日新聞」(明治三十五年八月廿六日)

●軍人会分会発会式 芸陽在郷軍人会安芸郡支会第五分会（熊野、本庄、焼山三村）発会式は去る二十三日熊野村にて挙行せしが焼山村の在郷軍人其他は目下虎疫流行中につき遠慮不参せり安芸郡支会長黒川範清、第五分会長志々田次太郎、広島連体区ア、イより高橋曹長の諸氏列席し勅語奉読を行ひ軍人に関する講話、学科試問ありて盛会なりき因ちなみに安芸郡にて軍人会の分会発会式を挙行したるは第五分会を以て嚆矢こうしとなす

[15] 小学校高等科に農業科設置

熊野町役場文書（明治三十七）

安芸郡熊野村

明治廿七年三月十八日付坤第五二号申請其村立熊野尋常高等小学校高等科教科目ニ農業科加設ノ件認可ス

明治三十七年三月廿四日

広島県知事山田春三圖

[16] 軍人待遇会規約

「芸備日日新聞」（明治三十七年五月七日）

●熊野村軍人待遇会規約 安芸郡熊野村にては今回軍人待遇会を設け左の規約を定めたり

第一章 目的及処務要領

第一条 本会は動員に方り精忠国事に殉ずる熊野村居住の陸海軍人を待遇し且其家族を慰藉扶助するを以て目的とす▲第二条 本会の名称を（熊野出身軍人待遇会）と称す▲第三条 本会に左の役員を置き名譽職とし無報酬とす尤も他行に就いては本村村長に等しき旅費を支給す會長一名、副會長一名、幹事副幹事一區一名、事務員二名、評議員十八名、幹事補十戸組合に各一名▲第四条 會長副會長幹事副幹事は評議員会に於て選挙し事務員は會長之を選任し評議員は村會議員に幹事補は小組惣代人に嘱托するものとす▲第五条 會長は本会を代表し及諸務を担任し評議會を開閉す副會長は會長を補佐し且つ會長事故ある場合は之を代理す幹事副幹事幹事補及事務員は會長の事務を補助す評議

員は会長の召集に応じ本会必用の事件を評議するものとす▲第六条 本会事務所は熊野村役場に置く▲第七条 本会の諸費は会員の醸金又は村民の義捐金又は協議費若くは補助金等を以て之に充つ▲第八条 本会の諸費は収支帳簿を設け其収支を明確にし毎年一回其決算を評議委員会に報告するものとす

## 第二章 応召（以下略）

### [17] 戦捷記念碑竣工

「芸備日日新聞」（明治三十九年十二月廿一日）

●熊野村建碑除幕式 安芸郡熊野村陸海軍人の企画に係る戦捷記念碑は当春来工事中なりし処漸く竣工を告げたれば去ぬる十六日同村神山神社境内に於て除幕式を挙行したるが当日は雨天にも拘はらず人出多く式場及び附近の装飾は式場兩入口に大緑門を設け除幕式と大書したる扁額を掲げ大国旗を交又し場内には長提灯を数列に吊し国旗と球灯とを高く山形に交吊し角力を場、柔道場、舞小屋等をしつらひ記念碑には紫帛の幔

幕を覆ひ碑前には奉幣、清酒、鏡餅を献供し且国旗を交又し右側に松樹の花瓶を置き時正午に至るや軍旗と除幕式旗とを交又したる煙火を打揚ぐると共に式を開始し藤井式場係長の案内に依り来賓及会員入場するや向殿越智両委員長副長碑幕を撤し一同敬礼を行ひ夫より清代監事の建碑に関する報告、伊藤委員長の式辞朗読、中尾郡書記の郡長祝辞代読、世良村長、菅田校長、佐々木、今田の両医士其他有志諸君の祝詞演説等あり式後餅撒、蜜柑撒あり是にて式全く終り地雷火の爆発と同時に来賓及会員は宴会場に入り席定まるや藤井招待係長は拍手喝采の中に会場の中央にあらはれ開宴の趣旨を演説し夫より開宴して陛下の万歳を三唱し和氣藹々の中に胸禁を披きて快談し十二分の歓を罄して退散しぬ当日の来賓は中尾郡書記、世良村長、世良局長、菅田校長、郡会議員、村会議員、区長、医士、学校職員、役場員、篤志家等にして百四十人、会員百九十人に及べり余興としては烟火、二輪加、舞、柔術、綱引等種々の催はしある筈なりしも雨天の為十七

日に順延したるが近來未曾有の人数にして非常の盛況を呈せり因みに記す右紀念碑の題額は木越中將、碑文は花井代議士、書は同村西尾平氏、石工は阿賀町谷岡麻太郎氏にして碑形は砲彈形、碑頂に鑄銅の鷹を据ゑ題額と碑文との間に陸海軍旗と□章とを刻し台石は大角にして周囲に建碑者の姓名（抽籤にて順序を定め）を刻し周囲の柵は砲身形にして之に鉄鎖を張れり題額及碑文は左の如し

（題額）義勇奉公

（碑文）曰日清役曰北清變曰日露役干戈荐起中外多事我皇赫怒進兵異域戰必勝攻必取威武所嚮敵愾伏国礎於是乎固矣熊野村人有從軍者不從軍者忠家国則同因胥謀猷花崗石於榊山八幡祠長欲垂後昆傳忠節於無窮刻成乞余文乃志其所由表讚美拳之意

右建碑委員長以下は左の如くなりき

委員長伊藤太三郎▲監事清代寿三郎▲委員副長藤井孫三、越智逸次郎、向殿正太郎、友岡嘉三郎、台信宇太郎、徳田卯太郎▲委員贅沢離市郎、井上数恵、

児島八重吉、辻田市郎、隼田源一郎、狩山保一、植松卯三郎、前土井三代吉、溝口吉松、隼田讓一、世木田仁一、神島沢次郎、和田芳太郎、梶川新吉、中原悦次郎、尺田健次郎、南崎玉吉、荒谷清次、小島田庄吉、荒谷代次、榎崎百太郎、向久保健奏、阿原健次郎、馬上常二郎、台信祐太郎、立花盛人、仏円初太郎

[18] 熊野尋常高等小学校落成式

「芸備日日新聞」(明治四十年四月二十日)

熊野校の落成式

安芸郡熊野尋常高等小学校は去ぬる三十九年一月起工したるも総建物坪数三百坪以上の大構造なれば漸く本年二月を以て竣工し本月十五日を以て同校に於て落成式を挙行したるが重なる来賓は

安芸郡長、同郡視学、呉警察署、本庄、焼山、矢野の各村長、警固屋町長等其他紳士等百五十余名

参列し第一の烟火にて村長の先導に依り休憩所より郡

長以下の来賓を式場に案内せられ第二の烟火にて假神殿にて神職上棟式を行ひ第三の烟火にて村長の式辞並いで郡長其他来賓の祝詞朗読あり是にて全く式終り配膳中学校正面の仮棚に供へたる餅を撒き終りて村長は先導して来賓其他学校職員村会議員、役場員等一同宴席に入るや挨拶をなし是間かねて天井に設けある花火仕掛の導火線に火を点じたれば忽ち発して花の咲けるが如く非常の美観を呈し烟雾の中旭旗を開き来賓は大いに喝采を博したり斯て郡長の発声にて兩陛下の万歳、熊野学校万歳を三唱し尚酒間籤引景品等沢山あり一同歡を罄して散会しぬ同日午後三時よりは余興として競馬、相撲、烟火打揚其他の見世物等あり時恰も陰曆三月三日に相当せるを以て老若男女は各自行厨かまどを携へ参観に出掛けしより式場附近は立錐の余地もなく近年稀なる盛況を呈せり

[19] 追分尋常小学校校舍増築

熊野町役場文書（明治四十一）

追分尋常小学校舎増築ノ儀申請

追分尋常小学校舎狹隘ニシテ既ニ増築ノ必要ヲ認メ別紙図面ノ築調致度候間速ニ御許可相成ル様仕度此段申請候也

明治四拾元年三月拾日

熊野村長世良実三郎

広島県知事 宗像政殿

校舎及敷地増築 調事項

- 一 土地ハ高燥ニシテ方位ハ南向南ハ本村老等道路ニ接シ東西ニハ人家アリテ至極校地トシテ適當ナリ
- 一 校地平面図ハ別紙ノ通り
- 一 校舎平面図 々 々
- 一 校舎断面図 々 々
- 一 通学ノ便否及ヒ其最遠距離
- 一 通学ハ至極便利ナリ最遠距離ハ二十五町
- 一 各部構造ノ要旨

II 資料編

別紙説明書ノ通り

一通学区域内男女別学齡児童数

学齡児童数 式百三十五人 男 式百十八人  
女 百七人

卒業同上 百五十九人 男 九十六人  
女 六十三人

一各学年男女別生徒数及ヒ其学級ノ編制

第一学級 一学年 六十人 男 廿七人  
女 廿三人

第二学級 二学年 四十八人 男 廿五人  
女 廿三人

第三学級 三学年 五十一人 男 廿七人  
女 廿四人

第四学級 四学年 五十六人 男 三十人  
女 廿六人

第五学級 五学年 三十七人 男 廿一人  
女 十七人

一将来増加スベキ見込ノ男女別生徒

男 式十八人

女 式十五人

一増築校地ハ借地ノ事

一増築費総額金九百七拾円

但シ通常予算編製ノ際臨時費トシテ組入賦課徴収

ス

一工事着手並ニ竣工期限

御許可ノ日ヨリ五日以内ニ着手着手ノ日ヨリ拾五

日以内竣成ノ事

一村民負担ノ状況

地価割壹円ニシテ金五拾銭戸別割壹円ニ付金四円

式十六銭九毛トシ村費総額壹戸ノ割当平均拾壹円

八十八銭〇三毛

構造説明書

一校舎平屋建ニシテ瓦葺壹棟

梁行三間 桁行拾三間

庇梁行三間 桁行拾三間

但シ板張トス

教室総坪数參拾九坪 庇同上拾參坪

一校舎床下ハ式尺床下南側(縦六寸 横四寸二分)ノ風抜ヲ三ヶ

所

一天井ハ白板張トシテ東南及西北ノ隅ニ(縦一尺五寸 横一尺五寸)

ノ空氣抜ヲ設ク

一天井ノ高サ床ヨリ九尺トシ一坪ニ式ケ所以上ノ鉤ヲ設ク

一採光窓ハ南北共床上式尺五寸ノ処(高四尺横三尺)ノ引違ヒ

硝子戸トス南側ハ其上ニ回轉窓(高式尺横三尺)ノ硝子戸ヲ付ス

一教室毎ニ高サ六尺幅三尺ノ出入口式ケ所ツツヲ設ケ

其戸ハ引戸トス

一教室ノ区域東一ヶ所ハ床上ヨリ天井迄壁塗リトス西

ノ一ヶ所ハ床上ヨリ七尺ハ(縦七尺横四尺)ノ箆戸はトシ其上

天井迄式尺ハ壁塗リトス

一教室ノ内部ハ鼠色トス

一外側ハ総テ白壁トス

一昇降ニ教室ノ北方庇ニ踏段三ヶ所傾斜度四拾五度ト

シ巾六尺長式尺蹴上ケ六寸踏面六寸トシ尚ホ此処ニ

傘及ヒ下駄四拾場ヲモ設ク

一便所瓦葺 老棟

桁行式間 梁行老丈

大便所四ヶ所

小便所式ヶ所

小便所ハ漆喰タ、キニテ流シ造リトシテ溜壺ヲ設

ケ大便所ニハ便所毎ニ瓶ヲ用ユ其上ニ瓦斯抜ヲ設ケ

戸ハ上下ヲ通シテ右開トス各便所区域ハ絶壁トス  
一体操場ハ式百五十一坪

校舎南方ニ設ク別紙図面ノ如シ

(図面省略)

安芸郡熊野村

明治四十一年三月十日伸第三七号申請其村立追分尋常

小学校々舎増築ノ件認可ス

明治四十一年三月三十日

広島県知事 宗像政

[20] 追分尋常小学校増築申請時の児童数

熊野町役場文書(明治四十二)

追分尋常小学校舎狭隘ニシテ既ニ増築ノ必要ヲ認め別  
紙図面ノ築調致度候間速ニ御許可相成候様仕度此段申

請候也

明治四十一年三月十日

熊野村長 世良実三郎

広島県知事宗像 政殿

(中略)

一 通学区内男女別学齡児童数

学齡児童数二百三十五人 男二百二十八人 女百七人

卒業同上 百五十九人 男九十六人 女六十三人

一 各学年男女別生徒数及ビ其学級ノ編成

第一学級 一学年六十人 男廿七人 女廿三人

第二学級 二学年四十八人 男廿五人 女廿三人

第三学級 三学年五十一人 男廿七人 女廿四人

第四学級 四学年五十六人 男三十二人 女廿三人

第五学級 五学年三十七人 男廿一人 女十七人

一 将来増加スベキ見込ノ男女別生徒

男 二十八人

女 二十五人

(下略)

[21] 熊野村の状況

「芸備日日新聞」(明治四十一年四月九日)

●安芸郡熊野村通信 ▲在郷軍人会は会長伊藤太郎氏が理想的に組織したるものとして知られ規律正しきは勿論火災等のありたらん時は消防に尽力し常に老幼を啣る等その勇にして俠なる所見るに足るものあり▲夜学温習会 会場は今田医院にして小学卒業生に実業的智識を与へ普通学の外簿記珠算等を教授し作文は某大家の通信教授を受けつゝあり▲賀茂銀行熊野支店は安芸郡の銀行と競争しつゝあり然るに伊藤支店長の熱心に依り益々盛況を呈し居れり▲熊野郵便局当村特産の毛筆を産出すると一ヶ年三十万円以上なり随つて郵便局への金銭の出入れも多く小包郵便の如きも毎日数十個を下らず三等局中稀に見る所なり▲熊野七筆会熊野毛筆業者中相当の教育ある青年七人にて組織せる同会は熊野毛筆業の発展を図らんとし事務所は同村神林堂に置きり而して本月六日同所にて発会式を挙げしが此七青年の中には中学卒業生もあれば今後如何なる方法

を以て従来の悪習慣を改良し同業の発展を図るべきかは注意すべき所なり希はくば此特有物産をして天下に鳴らしめらよ

## 〔22〕 続熊野村の状況

「芸備日日新聞」(明治四十一年六月二十三日)

●安芸郡熊野村通信 道路は西矢野村より東賀茂郡に達するを改修しつゝありて遠からず竣工すれば車輛の通行にも便利尠からざる可し爰熊野村を山間の片田舎の如く思ひて軽侮する人もあれど製筆業の如きも非常に発達せるまゝ近来京阪地方は更なり芝居の定小屋も出来、人代り芸人の出入もあり字中溝区は市街の姿をなし居り何品にてもあれば以前の如く他より買入るゝ不便もなく殊に物価廉ければ生活も便利にして各地より入込み住居するものに増行く有様なり

## 〔23〕 熊野村の共同苗代問題

(一)

「芸備日日新聞」(明治四十一年十一月九日)

●熊野村の共同苗代設置問題 共同苗代設置に付ては安佐郡安村より嚮に除外の儀を其筋に願ひ出て目下出願者に於て尚実地研究中なるが茲に又安芸郡熊野村にても除外を願ひ出んとする趣きなり初め同村にては古田郡長入村し作人を集めて県令発布の趣旨及共同苗代の利益に關し示談する所あり其後種々勸誘する所ありしかば採種田及び苗代候補地を協定せしも同村は地盤高燥且盤面の高低甚だしく加ふるに山間に介在せる箇所多ければ到底之を實行し難かるべしと認め尚その設置に關して利害を討究せし処実情左の如くなれば小作人は地主に対し小作米の減額を要求し応せざれば返地することを申込みたれば各地主は再応村内を調査し除外を願ひ出んとするに至れり

一、本村は呉二河川及瀬野川の水源地にして郡内最も高地なるを以て他地方より流通の河川なく随つて

河水を田面に引用するの便なくして従前苗代は処々に底湿地を撰び設置し来りしに之を共同して相□の苗代を設置するに於ては水の欠乏第一の困難なり▲

一、肥料従来自家の人糞尿理肥を以て為せしも共同苗代とするときは右等肥料を各自種籾の量に応じ持寄に為す歟又は一定に肥料を購入して代金徴収方法に依る歟何れにしても従前に比し手数と費用を要するなり▲一、耕作従来畝□下の苗代をするには相勞

働者なきもの又は之あるも他に出稼するものは老若男女を問はず耕耘□肥せしも共同とするにおいては夫役に一任とす然れば夫役賃一畝歩に付五升を要す

▲一、従来は概ね湿地（一毛作地）を苗代とせしを共同とするに於ては相当適地を借入ざるを得ず然るときは借地料として一畝歩に付米八升を要す▲一、種籾従来各自□水撰となし播下せしも共同するとき採種田の種を自家の玄米と交換するを以て一畝歩の播種を籾八升と仮定するに於ては此差額玄米一升を要す▲一、管理者幹事は名譽職にて別に給料とし

ては支払はざるも共同苗代設置経営及苗の配分等手数を要するを以て相当実費を弁償せざるを得ず此概算一畝歩に付米一升以上を要する見込其他苗の運搬等不便数多あり

(二)

「芸備日日新聞」(明治四十一年十二月廿八日)

▲安芸郡熊野村民の大決心 共同苗代強制に關し安

芸郡熊野村の農民は本月十四日総会に於て決議したる事項は当時の新紙に掲載ありしが猶続々運動し農民一同八百七十三名が連署して左の請願書を県知事に宛て伝達方を(十四名)の委員に托したり依て委員は本月廿四日集會し請願書を取纏め弥本月二十六日郡役所を経て知事に提出する事とはなれり而して予て強制にて成立ちたる共同苗代設置管理者十四名は去る廿四日を以て各自辭職せり猶又今回の請願書を知事が許容せずして若し却下せし時は農民一同は假令法令に依りて処分せらるゝも敢て事とせず甘んじて処分を受くるこ

とに盟約せり又隣村本庄村の農民も同様誓て処分を受けるも恥ぢざることに決せりといふ其請願書の全文を掲ぐれば左の如し

共同苗代地除外之義請願

安芸郡熊野村農民

謹みて広島県知事宗像政閣下に請願す□に本県令第七十号を以て発布せられたる共同苗代設置の義に付其実行し得らるゝや否やに当り我々農民は所々に集合し協議者宛致候処本村は八方高山の間に介在し土地最も高くして水乏しく田面狭小にして高低あり水利の不便從來至難の村柄なるは郡内に於て比類少なき一□□たり故に降雨の少なき時は止むなく川を堰き其水を汲上げ苗代に運び又は飲料の井水を汲み上げ或は他の所有に係る溜池の用水を請ひ□ひ彼是以て枯れんとする苗を養ふが如きは從來の実例も有之候然るに正規共同苗代を設置実行するに忽ち灌水に苦み又稲苗を遠地に運搬するに多大なる夫役を要し加之耕地は各所に散在所有し一人にて数箇所十数箇所の共同苗代に加入し挿秧の

時宜を失し又は管理者の給料其他冗費の多端を要し損失を被るは実に瞭然たり故に共同苗代設置は到底実行し能はざる事業に候間其実行し得るや否乎いなやは実地に臨検せられ親しく我々農民に就き直接御調査あらば判明するに至るべし依て本村全部共同苗代設置を除外と被成下候儀農民一同連署を以て伏て奉請願候也

明治四十一年十二月廿四日

而して同村の農民八百七十三名より委任せし委員は左の如し

村會議員佐々木亮、村會議員大久保誠一郡會議員世良雄三郎、結城守衛、村會議員堀田繁太郎、村會議員青盛若松、村會議員志々田次太郎、村會議員梶矢兼吉、中村儀平、仏円堤、村會議員立花兼次郎、村會議員建本俊造、村會議員貞蔭貞三、伊藤忠兵衛

(三)

「芸備日日新聞」(明治四十二年一月九日)

熊野村の奉読式

安芸郡熊野村にては本月一日同村高等小学校に於て詔書奉読式を挙行したるが村内の重立ちたる者百四十余名来会し村長世良実三郎氏は 陛下の御肖像を奉掲して詔書を奉読し尋で勤儉貯蓄励行の事を演述し又佐々木亮氏は明治元年三月十四日の五条の御誓文を奉読し其旨趣を懇ろに講話すると同時に県下の一大問題たる共同苗代強制不可能の事情を述べ「上下心を一にして」「人心をして倦まざらしめんことを要す」など有る御誓勅を頭上に戴くときは為政者たるもの民意を聴取せざるべからずとの旨を痛論し大いに喝采を博し夫より互礼会に移り質素に式を了りて歛を罄して退出したりと

(四)

「芸備日日新聞」(明治四十二年一月十二日)

▲熊野村民大会 安芸郡熊野村にて旧臘村民大会を開きたる結果共同苗代廃止に対する陳情書を既に其筋に提出しおるが来ん二十四日(旧正月三日)再び村民

大会を開き次いで政談大演説を同村光教坊に於て開會する事に決定したるに付当日は広島より応援のため弁士として有力なる政客三四名出張する由

(五)

「芸備日日新聞」(明治四十二年一月廿三日)

●熊野村民大会

▲今日は大会

明日は演説会 ▲

安芸郡熊野村にては過般共同苗代設置強制反対の陳情書を宗像本県知事に提出したる処却下せられたるに付今二十三日同村請願人は残らず同村光教坊に集合して其却下に対する善後策を講ずるため農民大会を開き明二十四日(旧正月三日)は正午十二時より同村劇場に於て政談大演説会を開く由当日は広島より右応援のため弁士として前代議士早速整爾、県会副議長不破熊男、県会市部会議長藤山若水、県會議員真藤斎の諸氏出席する由同村の有志者は三池清人、前田俊次郎、大

久保誠一、世良雄三郎、青森若松、立花兼次郎、立本俊造、伊藤忠兵衛、山田の諸氏等にして此問題に付熱心尽力中なり因みに同村は旧藩時代は高三千石と称し芸備二州中有名の大村なりと

(六)

「芸備日日新聞」(明治四十二年一月廿五日)

●熊野村民大会(廿三日)

安芸郡熊野村民大会は既記の如く一昨廿三日同村光教坊に開きしが同日来会者二千人の多さに及び会主佐々木亮氏開会の趣旨を述べ共同苗代は当村に於ては實際不可能なり若し之を実行するときは地勢上の不利なるため收穫皆無とならん憂ひある箇所七分以上、肥料の点に付困却する農民(たとひ共同苗代を行ふとも)五分以上あるべし然るに県当局者は敢て之を行はんとし県民の福利如何を顧みざらんとするは甚だ遺憾なり余は之に対し佐倉宗五郎たらん覚悟なり諸君の中若し余の言ふ所に異議あらば反問せられよと

満場異議なし直ちに決議する所ありたりと同村より報じ越したり詳細は追て報道せん尚昨日は政談大演説会を開きしこと既記の如し

(七)

「芸備日日新聞」(明治四十二年一月廿六日)

●安芸郡熊野村大演説会

▲会衆二千余人

▲空前の大盛況

安芸郡にて共同苗代設置強制問題に反対運動の猛烈なるは熊野村を以て第一とす同村は客臘かくろう以来委員を設けて之が熱心なる運動に努めつゝあるが既に再昨日は午後二時過より同村光教坊に於て村民大会を開きて曩むかしに其筋に対し津原文四郎氏外八百六十九名より致したる陳情書の却下に関する報告を兼て其善後策に付講究する所ありたり今又其翌日即ち一昨日は午後二時より同村劇場に於て政談大観演会を開催したるが同村各部落の有志者は正午過よりひんみしと押掛け来り我先に入場せ

んと試み既や定刻に迫るや場の内外は人を以て充滿し中には遂に会場に入るを得ずして空しく帰り去りたる者幾人なるを知らざるの大盛況を呈しき斯て定刻を報

ずるや同村の医師にして同問題の為に全力を注ぎつゝある佐々木亮氏は当日の会主として悠然演壇に現はれ

開会の辞を述べたるが其要旨は左の如し満場の諸君、昨年発布したる県令第七十号即ち共同苗代設置規則は

農民が最も苦痛を感じるものたるは勿論又不利益なるものなり殊に当村の如きは山間僻地なれば實際上不可

能の地なり若し強て之を実行せんか地勢上の不利なるよりして収穫の皆無となるべき虞れある箇所は七分以

上もあるべし此を以て吾々農民は安芸郡役所若くは県庁に向つて陳情する所ありしも其陳情書は悉く却下

せられたり故に本日は広島より知名の人士応援のため態々来村し諸君に対して此問題に付て詳細なる演説を

なすべければ諸君は十分の清聴あらんことを希望すると同時に余は不肖なりと雖も佐倉宗五郎の精神を以て

此問題の為には尽力せん覚悟なりとて夫より往年の地

価修正問題に於ける運動の事例を引用し最後に五ヶ条の御誓文に関する事等

を述べて降壇しぬ次に安芸郡の老農にして例の県会傍聴博士なる三宅弥八氏登壇、「県民の苦み」と云へる

題下に先づ県令第七十号の発布は突然にして恰も寝耳に水のやり方なりと攻撃し夫より地方行政官たるもの

不都合なる行為を詰り山県武一郎の事を引証し論述する処ありたるが満場の喝采を博したり次に安佐郡会議員田中軍太郎氏登壇、「兵庫県視察談」と云へる題

下に先づ自分等が共同苗代規則第八条の除外例を受けんが為に十三ヶ条項を挙げて県庁に陳情したる次第を

述べて田中氏等が県庁の添書に依りて共同苗代を設置せる兵庫県の各郡に於ける共同苗代の成績不良にして

農民孰れも之に痛苦し居れる所の詳細なる演述ありたるが来会者をして非常に感動せしめたり次に同郡選出

の県会議員真藤齊氏登壇、「失政とは何ぞ乎」と云へる題下に莊重なる口調を以て先自分は共同苗代設置強制

に極力反対せるが為に官辺側のものは自分等を不忠不

義の人にあらずんば乱臣賊子なるかの如く思料せるも自分等は農民の爲には官辺側より如何様に目せらるゝも飽迄此問題には奮闘すべしと喝破し夫より県当局者が虎の巻きとせる共同苗代の手引書に在る項目を一々指摘攻撃したる後此規則廃止の運動には宣しく強硬なる決心を以て当らざるべからず難攻不落の旅順も日本人の強硬なる決心に依りて其目的を達したるにあらずやと激励して満場の拍手喝采を博したり次に県・市・部・会・議・長・藤・田・若・水・氏・登・壇「共同苗代事件に関する県当局の処置を評す」と云へる題下に氏は例の壮快なる口調によりて先づ宗像本県知事は県令第七十号を実行せんが爲めに農民に対し威力を以てせんとするは何事ぞと説き起して知事が之を強制せんとするは功名心に駆られたるなり即ち先年農商務大臣より訓令したる農事六大必行事項に対する褒美に預らんが爲に外ならずと評し去り夫より昨年の通常県会にては共同苗代設置強制は公益に害ありと認め之を廃止せんとする決議の意見を其筋に提出せんとするに当り知事は郡長等に内訓

してドシ／＼同県令を実行せしむべしとの態度を執れり県会は諸君を代表せる意見なるにも拘はらず此の如き態度を執れるは余輩実に不快の念に堪へざるなりとて夫より県当局者が農民に対し威圧手段を用ゐつゝある点を列挙し知事の横暴を論述すると同時に与論の必要を希望し拍手喝采裡に降壇せり次に前・代・議・士・早・速・整・爾・氏は満場破るゝが如き拍手喝采に迎へられて登壇、「政治上の重要問題」と云へる題下に先共同苗代設置強制の利害得失は既に決定し居る事なれば之を多言するの必要なきにより余は是より我地方当局者即ちお役人の処置に就て黙視すると能はざるものあるを以て之を政治上より論議すべしとて専制政治のお役人の事よりリンコルの言を引証して政府のお役人は人民の利益の爲に政治を行ふべきものなりと論じ夫より立憲政治の時代には一般の政治を監督する機関の具はれる事より人民の幸福利益を図るを以てするを政治上の大原則なりと論及し共同苗代問題は實際上の問題に属し即ち農事上の施設□□の如きは理窟一片にて行くものに

(八)

「芸備日日新聞」(明治四十二年二月十一日)

●熊野村の活動

あらずと説き当局者が急激に之を強制するを攻撃したる後人民の声は上帝の声なりとの泰西の俚諺並に孟子、老子の格言を拉し来りて人民の権利を無視するの不法を詰責し尋でミル及びプラトール等の言を引証し県当局者の県民に対する不親切を述べ夫より更に更に家族の例を示し人民と当局者は父子の如くあるべしと説き最後に輿論の勃興するに於ては共同苗代廃止の目的は或は達せらるゝに至るべきに依り大に与論を勃興せしむべしと論述して満場の拍手喝采声裡に降壇したるが同氏の演説には聴衆孰れも多大の感動をなしたるが如し次に会主佐々木亮氏の閉会の辞に引続き同氏の発声にて、天皇陛下万歳と農民万歳とを三唱して午後五時半閉会したり尚当日は呉警察署長飛沢警視は十数名の巡查を引率し来りて場の内外を警戒したりき因に同村の同問題に対する運動委員は左の諸氏なり(順序不同)

佐々木亮、大久保誠一、世良雄三郎、前中修次郎、志々田次太郎、仏田堤、青森若松、堀田繁太郎、梶矢兼吉、向原松三、立花兼次郎、立木俊造、貞陰貞三

安芸郡熊野村に於ける共同苗代反対運動は其後も猶熱心に引続けられ他郡村とも気脈を通じつゝありて本月九日同村西光寺に農民の集會を催し佐々木亮氏外数名の發議に依り村会の決議を以て本県知事及内務大臣に建言するの議を決しぬ是日農民より選出せる委員の外會衆二百余名ありて佐々木亮氏は既往將來の運動に關し長演説をなし満場破るゝが如く拍手し嘯時に及び散會し村會議員、共同苗代廢除委員等は同寺にて懇親會を催し午後七時全く散會したり因みに記す右村會開會に付ては村會議員佐々木亮、大久保誠一、中井健四郎、志々田次太郎、梶矢兼吉の五氏の名を以て九日左の發議案を提出したり

發議案

一明治四十一年八月本県令第七十号共同苗代の施設土地の情況上本村に摘せずして農民の痛苦と損害を

被むるを以て到底実行し能はざるものと認め之を廢  
除せん事を望む依て町村制第三十五条を適用し本県  
知事暨<sup>おと</sup>び内務大臣に意見書を提出するものとす  
但し意見書の文案は議長に一任す

(九)

「芸備日日新聞」(明治四十二年二月十八日)

▲安芸郡地方の活動

共同苗代廢止運動に付安芸郡東部熊野、矢野、焼山、  
本庄外数名村有志合同し不日同郡矢野村長慶寺に大会  
を開き政談演説会を催ほさんとの計画あり發起者は矢  
野村木村七郎、熊野村佐々木亮、本庄村神藤文吾、焼  
山村羽山豊の諸氏にして既に評判隠れなく広島よりも  
知名の弁士出演するとの事故非常の盛況を呈すべしと

(十)

「芸備日日新聞」(明治四十二年二月廿三日)

●安芸郡中部農民大会

第四章 近・現代の資料

▲於矢野村開会

▲会衆千五百名

予期の如く安芸郡中部農民連合大会は一昨日午前十時  
より同郡矢野村に於て開かれたり来り会する者約千五  
百名にして始めに先づ同村会議員隅田政吉氏左の決議  
案を朗読せしが朗読中臨監警部より注意する所ありて  
隅田氏との間に二三の間答ありしも決議案は満場の拍  
手に迎へられて直ちに可決せられたり

決議書

明治四十一年広島県令第七十号共同苗代設置の強制  
に伴ふ農民の損傷たるや到底吾人の忍ぶ能はざる処  
なり若し夫れ斯<sup>かく</sup>の如き規定にして真に実施せらるゝ  
の悲運に際会せん平農民の困窮疲弊や蓋し思半<sup>おもひなかば</sup>に  
過ぐるものあらん然り該令の廢止は農民目下の最大  
急務なり吾人は斯<sup>こ</sup>の目的を達せん為め茲ニ熊野、本  
庄、焼山、矢野の各村民大会を開き左の事項を決議  
す

一、本会は安芸郡中部農民大会と將す

二、本会は広島県共同苗代廃止期成同盟会本部及び安芸郡共同苗代廃止期成同盟会と気脈を通じ其目的を達する事

三、共同苗代強制廃止の目的を達する迄は共同作業の爲め多大の費用を増加するを以て勧誘的寄附金は一切之を出金せざること

四、共同苗代設置に伴ふ苦痛の状態を本県知事、内務農商務両大臣に陳述すると

五、共同苗代に関する不当の処置を具し貴衆両院に請願すること

六、農民の苦痛を顧みざる者に対しては自今公共事業に干与せしめざること

七、本会に加盟の各村民は共同苗代強制設置に付始終同一の方針を執る可きこと前項の決議を実行する爲め各村に二名以上の委員を設け其方法を一任すること

右決議終りて政談大演説会に移り左記諸弁士の演説ありたり

県令は憲法と何れが重きや

矢野有志者 隅田政吉

嗚呼失敗 焼山村有志者 西山松次郎

嗚呼可憐の農民 府中村 三宅弥八

県民の声 熊野村有志者 佐々木亮

輿論政治と県知事 木原七郎

共同苗代に付て 県會議員 真藤斉

県令七十号は違法也 弁護士 中本吉次郎

県政攪乱の張本は誰乎同 藤田若水

諸氏いづれも熱誠を以て演説せしが警官は屢々注意を与へ就中西山氏の如きは熱心の余り遂に中止せられしなり演説会の終りしは午後六時半なりしが夫より同村戸山楼に於て有志の小宴を開きしに是亦盛況を以て終れり因みに記す同会の為に尽力したる重なる人々は左の如し

熊野村佐々木亮、世良実三郎、郡會議員世羅雄三

郎、焼山村西山松次郎、本庄村横田平吉、矢野村隅

田政吉、永井悦次郎、藤本三代藏、野間新、中高下

庄左衛門、松田弁蔵、木原七郎

(土)

「芸備日日新聞」(明治四十二年三月七日)

▲安芸郡の情況 安芸郡にては古田郡長が是程各町村長を招き例の自由解釈を共同苗代設置規則の上に試み仮令実施困難の箇所と雖も第八条の除外例に依らず分場なるものを設く可しとの示談をなしたるも熊野本庄、焼山、矢野の各村委員長及有志者は去ぬる廿八日熊野村光教坊に会し協議の上一定の方針を執り各村区々に渡らざる様決議をなしたるが何分自由解釈も既に時期後れとなり運動全県に及べる今日にては前年予約したる苗代地さへ今は貸さんと云ふ者なく管理者も亦皆辭職して再撰するも固辭するより誰とて指揮する者もなければ実行困難なるまゝ止むなく其事情を知事に具申する事に申合ひたりとの報ありき

(土)

「芸備日日新聞」(明治四十二年三月十日)

▲安芸郡農会と共同苗代 安芸郡農会にては此程同役(郡之)役所内に開会し野島柳次郎氏(県會議員)議長となりて共同苗代強制廃止案を附議せしに満場一致にて之を可決したるに付同郡農会長たる同郡長古田頼巳氏の名を以て再昨日内務大臣並に本県知事に対し右廃止意見を提出したりと尚同郡農会員にして同案に賛成せし人々は左の諸氏なり

安芸郡牛田村長益田源太郎、戸坂村長登薫、矢賀村飯田義雄、中野村古川要次郎、船越村長竹内豊三郎、府中村三宅弥八、海田市町加藤助役、畑賀村長末田円助、熊野村世良雄三郎、奥海田村田原助役、焼山村長大林薫、本庄村長神藤文吾、坂村長菅田茂四郎、音戸町長家頭昌徳、大屋村長島地神一、渡子島村長桑原幹夫、倉橋島村長友沢半三郎、上蒲刈島村岡村静夫、下蒲刈島村長木村多代松、仁保島村長野島柳次郎、下瀬野村長山内禎司、中山村石田軍太

郎、矢賀村長国司万次郎、上瀬野村長狩野弥一、下瀬野村長山内禎司、温品村長西迫芳太郎、警固屋町助役

(当)

「芸備日日新聞」(明治四十二年四月十日)

●熊野村民の激動

安芸郡熊野村の農民はかねて共同苗代強制廃止に熱中せるとなるが是迄既に屢々其筋へ請願書又は陳情書を差出したれども皆却下せられ仰いで天に訴へ俯して地に叫び此苦痛と損害とを奈何せんとて何れも長歎大息しつゝあり蓋し同村は地高く水乏しく唯主として天水を待み作付するとなれば郡中最困難の位置にあるなり而して過般郡役所より二名の吏員入村し村内全部を調査し本場分場除外地を定め村長をして之を各委員に示さしめ委員より之を農民に伝へし処除外地は少くして本場分場多ければ到底実施し難しとなし本月三日同村長郡役所に出頭し郡長に面陳して除外地を広め且本場

分場共寛大なる処置を請ひしに郡長は毫も之を容れず而して其実際は知事が革新派県会議員の間に答へし所とは大いに相違せるあり村長即ち委員に事の始末を伝へ委員は更に農民一般に伝へしに農民は且驚き且憤り各所に集合協議の上竟に本月七日光教坊に集会したるもの八百余名に及び喋喋ちやちや論議する所ある内人数は追々増加はり遂に壹千余名に達し迎も村長方の陳情にして聴かれずば我々一同郡役所に詰掛け陳情せんと敦囑いっきまくもの多かりしを村長其他二三の有志者押しめて左迄騒擾するは却つて一村の為不利益ならん先づ〳〵待たれよとて其場を押鎮めたり然れど内情右の如くなれば苗代管理者たらんとするものもなく且苗代地を貸与ふものもなければ本場分場を設置せんと難かしく其儀を郡役所へ上申するの外なしと云ひ居れりとぞ然れば何れ郡長の入村勧誘するとなるならんが此先如何なるべきか世間は春よ花よとて騒げるも此処には不安の霧立ち罩こめ不穩の雲掩おほひ尽して如何に帰着するやを知らざる有様なりと同村より報せ越したり

(四)

「芸備日日新聞」(明治四十二年十二月五日)

●共同苗代問題彙報

軽忽にして突飛なる一片の訓令を以て一朝にして強制せんとする共同苗代の設置は本県下各郡を通じて農民の最も苦痛を訴へつつある処にして或は郡会の反対意見となり或は農民の団結して意見陳弁となり遂には革新派の慨然として崛起くつきするありて当該官庁に対する意見書提出の決議となり或は又代議士の反対演説開催となり火の手は益す盛んなる有様にして底止する処を知らざるが其後同問題に関する諸報を一括して報道せんに先づ

安芸郡の大活動

安芸郡にては共同苗代の設置強

制に対して農民等は非常の苦痛を訴へつゝありしが過般来県下各郡を通じての活動に伴ひて又大活動を開始することとなり全部各町村の代表者より左の懇願書を県会議長に宛て提出したり

懇願書

謹言閣下並に議員諸氏益々御壮栄御司務被為在候段為県下慶賀の至りに存候生等農民茲に失礼を顧みず閣下並びに議員各位に愚書を呈し本年県令第七十号共同苗代設置規則施行を猶余せられんとを知事に建白せられんことを懇請す

抑も本郡は耕地三千四百六十六町余歩にして之に従事する農民は十一万三千七百八十六人就中専業者三万八千五百〇八人にして残りの十一万余の住民は兼業且漁業に従事の者にして郡の南部に住居す専業の三万余の農民は郡の北部に住居し此れは山間部にして従つて耕作すべき土地も平坦ならず人家並に山間に位置せる土地にして之が苗代に供すべき土地も僅少なり且つ小作米の如きは耕地狭少に加ふるに住民多き為め一反歩に付玄米一石八斗九升を地主に支払ひ居れる故に跡地を共同小作を成しても玄米二石五斗の收穫を得るとせば六斗一升の取得にして之が肥料を削除すれば余す処更になし只労力の点に於て利益あるものゝみなるも前隙

の如き地域なるに依り一定の場所に設置せんか却つて之が運搬に労力を要する多大にして損あるも利なし如斯事情なるに因り生等も果是として必行事項の御発布の当時より麦黒穂の抜き取り稲止条植、種子塩水撰等夫々実行勧誘し遺憾なきを期したれども共同苗代設置の件に付ては之が施すの術なし今数年間御猶予相成候得者其間に考案術策致すべきに付何卒生等の微衷を了察せられ数年間施行御猶予あらんことを県下農民を代表し知事に建白せられんことを懇願候也

明治四十一年十二月二日

安芸郡農会総代

牛田村(村長) 益田源太郎、戸坂村(村長) 吉川栄次郎、中山村(村長) 吉川吉太郎、矢賀村(農会長) 飯田義雄、温品村(村長) 西迫芳太郎、府中村(農会長) 三宅弥八、船越村(村長) 竹内豊三郎、仁保島村(村長) 野島柳次郎、海田市町(町長) 浜岡文三郎、奥海田村(村長) 三戸鼎口、矢野村(村農会長) 高山次郎、坂村(村長) 菅田茂四郎、大屋村(村長) 島

地神一、吉浦村(村長) 野間松太郎、江田島村(村長) 吉岡多平次、警固屋町(町長) 宮本保太郎、音戸町(町長) 家頭昌徳、渡子島村(村長) 桑原幹夫、倉橋島村(村長) 友原半三郎、下蒲刈島村(村長) 木村多代松、上蒲刈島村(村長) 岡村静夫、中野村(村農会長) 古川嬰次郎、畑賀村(村長) 末田円助、下瀬野村(村長) 山内禎司、上瀬野村(村長) 狩野弥一、熊野村(村農会長) 世良雄三郎、本庄村(村長) 神藤文吾、焼山村(村農会長) 羽山豊

県會議員議長宮原幸三郎殿

[24] 安芸郡斯民会発会式

「芸備日日新聞」(明治四十二年二月一日)

安芸郡斯民会発会式 安芸郡にては一昨三十日(孝明天皇祭)をトし午前十一時より斯民会発会式を同郡同会議事堂に於て興行したり今其模様を報せんに来賓並に斯民会役員及び会員入場するや会長にして同郡長たる古田頼巳氏先づ開会の挨拶を為し尋で一同最敬礼

の裡に君が代の唱歌あり之を終るや更に古田会長詔書  
を奉読したる後発会式の式辞を朗読し夫れより宗像本  
県知事代理桑原事務官、本願寺顧問赤松□穂、七十八  
□利井明朗両氏の祝辞代読並に安芸郡各町村長総代府  
中村長山田一清安芸郡北組各寺院総代畑賀村品秀寺住  
職長筆誓船其他数氏の祝辞朗読あり夫より神官僧侶の  
祝辞的演説ありて式を終りたるは正午を過ぐる三十分  
なりき今赤松、利井両氏の祝辞を左に掲ぐ

(中略)

式後一同に対し別室に於て折詰の饗応ありしが午後一  
時三十分に至り総集会は開かれぬ先づ古田会長の開会  
の辞に次で善行者安芸郡上蒲刈島村梶村米作同人妻梶  
村ヨタ同郡熊野村馬上ハナヨ、同郡上蒲刈島村山本忠  
兵衛、同郡中野村谷音吉、同人妻谷クノの六氏に対し  
表彰状(別項に掲ぐ)に金一封を贈呈したる後は等は被  
表彰者に対し古田会長及び桑原事務官より懇々告諭を  
与ふる所あり終つて議事に移り副会長の選挙を行はんと  
したるも種々議論ありたるを以て次回に延引するこ

ととなり直に講演会に移り広島神宮奉齋会本部長賀茂  
百樹、広島仏教中学校長中尾教審両氏の有益なる講演  
ありしが講演中妄評を試み講演を妨げんとしたる者あ  
りしには古田会長を初め来会者中心ある人々をして孰  
れも慍慍せしめたり斯て古田会長の閉会の辞あり一同  
退散したるは午後四時なりき因みに当日来会者は桑原  
事務官、武岡県治課長、田中県属、野島、真藤、林の  
各県会議員、錦織海田市警察署長、新聞記者の来賓を  
初め郡役所吏員安芸郡各町村長、神宮、僧侶、会員等  
二百余名に達し非常に盛会にてありき

注 斯民会は明治四十年代初頭の地方改良運動の指導理念  
となつた報徳思想の実践組織で、後に掲げる青年会とと  
もに当時最も重視された(参照「広島県史」近代編1)

[25] 安芸郡斯民会被表彰者

「芸備日日新聞」(明治四十二年二月二日)

広島県安芸郡上蒲刈島村

梶村米作

文政十一年十一月生

明治二十二年八月生

同人妻

梶村ヨタ

天保九年十月生

夙に真宗二諦の教義を篤信して徳行一郷に高し家父は早く没し家母は明治十八年に没す母は病床に在ること五年身体衰萎して起居の自由を失ひ血行不良にして□冷を訴ふること甚だし夫婦心を協はせ待養看護怠ることなく夜は交々病母に添寝して温を分ち背を撫で足を摩りて病苦を減じ又常に法義を談じて慰安を与へ以て安穩に天寿を終へしめたり明治三十七年日露の戦役起るや率先して寡分の献金及国債の応募を為し以て郷人を激励せり又常に郷人に対して真宗の教義を談じ以て之が感化に力む郷人其徳に化するもの少からず仰で生仏と称するに至る其善行洵に顕著なりとす依て本会は則第六条に依り茲に其善行を表彰し金一封を贈与す

広島県安芸郡熊野村

馬山ハナヨ

天性孝悌故ありて幼より母と共に外祖父の家に在り家甚だ貧なるを以て出ては他の雇傭に勞し入ては筆結を業として生計を助く明治三十二年外祖父重病に罹り尋で母亦病臥す二人共に起居の自由を失ひ之に加ふるに家に異父孩弟の哺乳を要するものあり而して僅に親族の援助ある外他に之を扶養看護するものなし一家の狀態悲惨を極むハナヨ猶乖□の身を以て病者幼者の扶養介護に任じ日夜怠らず備さに患苦を嘗む外祖父は翌年遂に病没す明治四十年七月十五日曉来迅雷猛雨猝かに驟り河川暴漲瞬時にして浸水数尺に及び將に家屋崩壞濁流に捲き去られんとし危険言ふべからずハナヨ乃ち病母を長持の上に奉じて浸水を避けしむ郷人之を救はんとすれども水に阻られて赴くこと能はず依て綱を投じて之に縁り免れ出んことを勸むハナヨ独り免るゝを欲せず決然として母と死生を俱にせんとし之を謝す暫時にして水退き母子俱に幸に全きを得たり郷人皆嘆稱す未だ機ならずして母終に没す爾来専心幼弟を撫育

し以て今日に至る其善行洵に顯著なりしとす依て本会は会則第六条に依り茲に之を表彰し且金耆封を贈与す

セシム。其善行洵に顯著ナリトス。依テ本会々則第六条ニ依リ、茲ニ之ヲ表彰シ、金耆封ヲ贈与ス。

明治四十四年二月廿六日

熊野町役場文書（明治四十四〜大正三）

広島県安芸郡斯民会長從六位勲五等古田頼巳

安芸郡熊野村三千五百六十九番地ノ二

安芸郡熊野村九百三十二番屋敷

小池 ミヨ

志々田 孫平

慶応三年八月生

嘉永三年三月生

天性、至孝ニシテ情義ニ淳シ。明治二十一年、小池兼吉ニ嫁シ、貞節、克ク夫ヲ助ケ至孝、克ク姑ニ仕へ、一家輯睦シ、二男一女ヲ挙ク。家、素ト裕カナラス、明治三十一年、夫、兼吉布哇ニ出稼スルヤ、古稀ニ近キ姑ト幼弱ナル兒女トヲ抱ヘテ一家ノ經理ニ任ス。明治三十三年、夫、兼吉、不幸病ニ罹リ異域ニ歿シテヨ

資性、謹直。慶応三年歳十八ニシテ村ノ右族、佐々木家ニ僕仕シ、専心主家ニ忠勤スルコト、四十有余年ノ長キニ涉リ、終始渝<sup>か</sup>ラス、篤行洵ニ嘉スヘシ。依テ本会々則第六条ニ依リ、茲ニ之ヲ表彰シ、金耆封ヲ贈与ス。

明治四十五年三月三十日

広島県安芸郡斯民会長從六位勲五等古田頼巳

安芸郡熊野村

七筆会

リ、一家弥々窮状ヲ極ムルモ、不撓不屈、稼業ニ励精シテ備ニ辛苦ヲ嘗メ、先是、姑、倭麻質斯ニ罹リ、荏苒癒ヘス、於此、湯藥看護至ラサル所ナク、十有余年一日ノ如ク、毫モ倦色ナク、且ツ斯ル困苦ノ間ニ処スルモ、兒女ノ発育ヲ忽ニセスシテ、皆義務教育ヲ修了

夙ニ志ヲ村民智徳ノ開発、地方風儀ノ改善ニ注キ、図書縦覧所ヲ設ケ、新聞紙雑誌等ヲ備ヘテ村民ニ閲覽セ

II 資料編

シメ、或ハ時ニ講師ヲ聘<sup>ひ</sup>シテ講演会ヲ開キ、又意ヲ産業ノ発達ニ留メテ製筆事業ノ改良ニ貢獻スル等、善行頗ル嘉スヘシ。依テ本会々則第六條ニ依リ、茲ニ之ヲ表彰シ、金耄封ヲ贈与ス。

明治四十五年三月三十日

広島県安芸郡斯民会長從六位勲五等古田頼巳

広島県安芸郡熊野村

世良ハヤ

明治五年八月生

資性、温良。明治二十六年、世良兵一ニ嫁シ二子ヲ挙ク。家素ト豊ナラス家運歳ト共ニ非ナリ。明治三十二年、夫、兵一米国ニ渡航ス、此ニ於テ舅姑並ニ子ノ扶養、一家ノ經理拳ケテハヤノ担フ所トナル、ハヤ更ニ之ニ屈セス、克ク舅姑ニ孝事シ、二子ノ教養ニ力メ、夙夜稼業ニ励精ス、適々舅病ニ罹リ、明治三十四年十二月歿セリ。已ニシテ姑亦僕麻質斯ノ犯ス所ト為リ、遂ニ四肢ノ自由ヲ失フニ至ル。ハヤ克ク其看護ニ任シ、起居出入悉ク之ヲ扶ケテ其用ヲ弁センメ、菓餌ノ

哺入疾患ノ按撫日夜怠ラス、未タ会テ倦厭<sup>けんえん</sup>ノ色ナシ。悉ク節操ヲ守リ孝養ヲ尽スコト、十有余年一日ノ如シ。其善行洵ニ顯著ナリトス。依テ本会々則第六條ニ依リ、茲ニ之ヲ表彰シ、金耄封ヲ贈与ス。

大正三年三月三十一日

広島県安芸郡斯民会長正六位勲四等古田頼巳

[26] 追分尋常小学校に手工科設置

熊野町役場文書（明治四十二）

手工科加設申請

明治四拾貳年四月巷日ヨリ追分尋常小学校教科目中ニ手工科ヲ加設教授致度候間御認許相成度此段申請候也  
明治四十二年二月十七日

安芸郡熊野村長

広島県知事宛

追学第四七号

手工科加設申請ノ件

明治四拾貳年四月一日ヨリ追分尋常小学校教科目中へ

手工科ヲ加設教授致度候ニ付其筋へ認可申請方至急御取計被成下度共段及御照会候也

追分尋常小学校長

明治四拾貳年三月十一日 山崎来一郎

熊野村長世良実三郎殿

熊野村助役三地清人殿

[27] 熊野尋常高等小学校増築敷地

熊野町役場文書(明治四十二)

神社境内使用願

安芸郡熊野村字八幡山甲千八百式拾七番地

熊山神社

実測反別四町五反五畝五歩 熊野東宮社境内地

諏訪神社

内 内反別式反式五歩

明治三十八年十二月廿一日五ヶ年間校地トシテ使用許可済

反別五畝歩

使用期限明治四十二年九月ヨリ同五十二年拾貳月マテ拾年四ヶ月間使用料金壹反歩ニ付壹ヶ年金壹円ノ割ヲ以テ毎年十二月納

右ハ村社榊山神社熊野東宮社諏訪神社ノ境内ニ候処別

紙理由有之候ニ付前記使用期間及料金ヲ以テ熊野尋常高等

第四章 近・現代の資料

小学校増築敷地トシテ使用致度候条早急御許可被成下度別紙理由書及ヒ社掌惣代人ノ承諾書相添<sup>□</sup>奉願候也

明治四十二年八月廿七日

安芸郡熊野村長

知事宛

理由書

一本境内地ノ内反別式反式畝歩ヲ熊野尋常高等小学校敷地トシテ使用之儀明治三十八年十二月廿一日御許可相成候ニ付テハ該地ヲ築造候処義務教育延長ニ伴ヒ校舍狭隘ヲ告クルヲ以テ増営ノ必要ニ迫レリ然ルニ現校地ハ増築スヘキ余地無之而已ナラス附近民有地ニ適当ノケ所無之ニ付種々考案致候処本願ノケ所ハ現校地ト接続地ニシテ生徒登校上其他学校管理上最モ適当且ツ三社境内タリト雖モ祭事其他支障無之又之レカ為メ老木ヲ倒サ、ルヲ得サルモノ僅少殊ニ神社ノ風致ヲ紊ス等ノ義更ニ無之ニ付使用出願セシ所以ナリ

承諾書

安芸国安芸郡熊野村字八幡甲千八百式拾七番地

II 資料 編

一 実測反別四町五反五畝五歩 神山神社  
熊野東宮社  
諏訪神社 境内地

内

内反別二反二畝歩  
明治三十八年十二月二十一日五ヶ年間校地トシテ使用  
許可済

段別五畝歩

使用期限明治四十二年九月ヨリ同五十二年拾式

月迄拾年四ヶ月間

使用料金老反歩ニ付老ヶ年金老円ノ割ヲ以テ毎

年拾式月納入ス

右ハ先般熊野尋常高等小学校々舎増築敷地トシテ使用  
ノ義申請候ニ付調査候処祭事其他ニ支障無之仍テ前記  
期限及ヒ使用料金ヲ以テ使用承諾候処如件

明治四十二年八月廿七日

神山神社  
熊野村々社  
熊野東宮社  
諏訪神社  
社掌

梶山定義

安芸郡熊野村

右氏子惣代人 久信 庄太郎

三 地 清 人

諏訪本 次 三次

世 良 信 一

越 智 豊 三

上馬場 鶴之助

安芸郡熊野村

本年八月廿七日伸第一三七号願神社境内地使用ノ件許

可ス

明治四十二年九月十一日

広島県知事 宗像政

[28] 前項関係の校地指定認可申請

熊野町役場文書(明治四十二)

伸第老四四号

校地指定認可申請書

一本村熊野尋常高等小学校々舎増築ノ計画ニ有之候処

敷地狹隘ニ付左記ノ土地ヲ借受ケ校地ニ致度候間大急ニ御検査ノ上御認可相成度地形図ヲ添ヘテ此如申請候也

明治四拾貳年九月十七日

安芸郡熊野村長世良実三郎代理

助役三地清人

広島県知事宗像政殿

左記

一校地平面図ハ

別紙ノ通り

(図面省略)

一安芸郡熊野村字八幡山甲千八百貳拾七番地

実測反別四町五反五畝歩

柳山神社  
熊野東宮社境内地  
諏訪神社

内

既借地

段別五畝歩

一地質ハ高燥ニシテ方位ハ南向キ北西ハ山林ヲ以テ囲

ミ東ハ在来ノ校地南ハ式等道路ニ接続シ至極校地ト

シテ適地ナリ

一通学ノ便否及ヒ其最遠距離

通学ハ至極便利ナリ最遠距離ハ参拾町

一各学年男女別児童数及ヒ其ノ学級ノ編制

第一学級	壹学年	男六七
第二学級	壹学年	女五八
第三学級	貳学年	男五九
第四学級	ニ学年	女六〇
第五学級	参学年	男六〇
第六学級	参学年	女五三
第七学級	四学年	男六一
第八学級	四学年	女四四
第九学級	五学年	男七一
第十学級	五学年	女四七
第十一学級	六学年	男四六
		女四五
第十二学級	高一学年	男三二
		女一〇
第十三学級	〃ニ学年	男三三
		女三六
一工事着手並ニ竣成期限		

II 資料編

御許可ノ日ヨリ五日以内ニ着手着手ノ日ヨリ式ヶ月以内ニ竣成ノ事

校地檢定認可申請書

本村熊野尋常高等小学校々舎増築ノ計画ニ有之候処敷地狹隘ニ付左記ノ土地ヲ借受ケ校地ニ致度候間大急御檢(査)定ノ上御認可相成度地形図ヲ添ヘテ此如申請候也

明治四十二年九月十七日

熊野村長世良実三郎

安芸郡長古田頼巳殿

六ヶ村字八幡山甲千八百式十七番地

一実測反別四町五反五畝五步熊野東宮社境内地  
諏訪神社

内反別式段式畝歩既借地

反別五畝歩

伸第一四九号

校地(檢)<sup>指</sup>定認可申請書

本村熊野尋常高等小学校々舎増築ノ計画ニ有之候処敷地狹隘ニ付左記ノ土地ヲ借受ケ校地ニ致度候間大急ニ

御檢査ノ上御認可相成度地形図相添エ此如申請候也

明治四拾貳年九月十七日

熊野村長吉良実三郎

知事宛

安芸郡長古田頼巳殿

本村字八幡山甲千八百式拾七番地

一実測反別四町五反五畝五步熊野東宮社境内地  
諏訪神社

内反別式段式畝歩既借地

反別五畝歩

一土地ハ高燥ニシテ方位ハ南向キ借地ナリ

一四隣リ狀況北西ハ山林ヲ以テ囲ミ東ハ在来校地ニ

□シ南ハ式等道路ニ接続シ至極ク校地トシテハ適

地ナリ

一通学ノ便否及ヒ其最遠距離

通学ハ至極便利ナリ其最遠距離ハ三十町ナリ

(以下略)